

兵庫県公報

平成26年11月14日 金曜日 第 2646 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 入札公告（広報課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	14
選挙管理委員会告示	
○ 平成26年4月27日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	14
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	20

告 示

兵庫県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

栗住野土地改良区

役員の区分	氏名	旧住所	新住所
理事	足立英樹	丹波市柏原町南多田744番地1 プロスペリテ・ユウ202号	丹波市青垣町栗住野876番地1

~~~~~

### 兵庫県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|             |             |
|-------------|-------------|
| 土地改良区の名称    | 認可年月日       |
| 口塩久矢ノ内土地改良区 | 平成26年10月21日 |
| 下三井庄土地改良区   | 平成26年10月21日 |



**兵庫県告示第1008号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成26年10月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名        | 地区名     | 縦覧の期間                       | 縦覧の場所         |
|------------|---------|-----------------------------|---------------|
| 農村地域防災減災事業 | 奥の谷古池地区 | 平成26年11月14日から<br>同 年12月5日まで | 丹波市役所<br>春日庁舎 |



**兵庫県告示第1009号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
丹波市青垣町大名草字與左エ門谷2080の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第1010号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
丹波市青垣町大名草字與左エ門谷2080の3、2080の4（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



**兵庫県告示第1011号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝来市佐囊字コド石207の8、207の9、207の14、字向山228の11（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第1012号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝来市佐囊字コド石207の12、207の13、字向山228の12（以上3筆国有林）、224の8・224の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1013号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝来市佐囊字坂211の36（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1014号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
加古郡稲美町六分一字百丁歩1352番1及び1354番2の一部

2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第1015号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西播磨県民局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
平成26年5月30日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
宍粟市の一部



**兵庫県告示第1016号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年11月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月14日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道 路 の 区 域                             |    |                  |               |    |
|-----------------|---------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                 | 区 間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>志 筑 郡 家 線 | 淡路市多賀字老ノ内989番4から<br>同 市多賀字老ノ内1133番1まで | 旧  | 6.0から<br>7.0まで   | 99.0          |    |
|                 |                                       | 新  | 11.0から<br>13.0まで | 99.0          |    |



**兵庫県告示第1017号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名      | 地 番                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------|-------|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 陰   | 豊 岡 市 |       | 中 陰  | 今 西<br>奥 田 | 22番1の一部<br>58番の一部、59番の一部、60番、61番から<br>65番までの各一部、66番、67番1の一部、<br>67番2の一部、68番の一部、69番の一部、<br>69番1の一部、70番の一部、71番1の一部、<br>71番2の一部、72番、73番、74番1の一部、<br>74番2の一部、75番の一部、76番、77番の<br>一部、79番の一部、80番の一部、81番、82 |

|  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  | 番の一部、83番の一部、85番1の一部、85番2の一部、86番の一部、91番の一部、106番1の一部、109番の一部、110番の一部、113番の一部、125番の一部、126番の一部、127番1の一部、131番1の一部、133番の一部、135番1の一部、135番2の一部、136番1、136番2の一部、137番、138番の一部、139番から142番まで、143番から145番までの各一部、142番から143番に至る地先の道路敷の一部、77番から86番に至る地先の道路敷の一部<br>長 谷 208番の一部、216番から219番までの各一部、225番の一部、226番1の一部、226番2の一部、229番の一部、230番1から230番3までの各一部、232番の一部、232番1の一部、232番2の一部、234番1の一部、235番から237番までの各一部、238番1の一部、238番2、239番から241番までの各一部、242番1の一部、230番1から230番2に至る地先の道路敷の一部、238番1地先の道路敷の一部、239番地先の道路敷の一部<br>池 ノ 上 245番1の一部、245番2の一部 |
|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



**兵庫県告示第1018号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名   | 地 番                                                                                                                                              |
|---------|-------|-------|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長 谷 (2) | 豊 岡 市 |       | 長 谷     | ホ ウ ジ   | 114番1から114番3までの各一部、115番の一部、115番1、115番2、115番3から115番5までの各一部、116番の一部、911番、911番1、912番の一部、913番の一部、917番の一部、114番2地先の道路敷の一部、911番から913番に至る地先の道路敷の一部       |
|         |       |       |         | カ イ ジ リ | 902番1                                                                                                                                            |
|         |       |       |         | 松 原     | 831番の一部、835番1、835番2、838番、838番1、840番から845番まで、846番の一部、847番、849番の一部、850番の一部、855番から857番まで、831番から835番2に至る地先の道路敷の一部、838番1地先の道路敷、842番から849番に至る地先の道路敷の一部 |
|         |       |       |         | 墓 ノ 谷   | 822番の一部                                                                                                                                          |

兵庫県告示第1019号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名 | 地 番                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------|-------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安 良 (1) | 豊 岡 市 |       | 出石町安良   | シヤカ谷  | 12番1の一部、13番1の一部、13番5の一部、14番1の一部、14番6の一部、15番1の一部、15番2、16番、17番1、17番2、18番の一部、15番1地先の道路敷の一部                                                                                                                                                                                       |
|         |       |       |         | 清 水   | 103番から105番までの各一部、106番、106番2、107番、108番、109番1の一部、109番2、110番の一部、103番地先の道路敷の一部                                                                                                                                                                                                    |
|         |       |       |         | 杉 谷   | 36番の一部、37番の一部、56番の一部、68番の一部、70番の一部、73番の一部、74番の一部、74番2、79番2の一部、80番、81番、81番1、82番、83番、84番の一部、85番の一部、87番2の一部、88番から90番までの各一部、91番、92番から94番までの各一部、99番から101番までの各一部、102番2の一部、73番地先の道路敷の一部、85番地先の道路敷の一部、92番地先の道路敷の一部                                                                    |
|         |       |       |         | 宮ノ下   | 19番2の一部、20番3の一部、20番4、21番の一部、22番2の一部、23番、24番、25番の一部、25番2の一部、26番の一部、27番の一部、29番1の一部、30番1の一部、33番1の一部、34番1の一部、35番の一部、35番1から35番3までの各一部、36番の一部、37番の一部、37番1の一部、43番1の一部、44番の一部、45番の一部、48番の一部、49番1の一部、50番1の一部、51番の一部、52番の一部、53番2、53番3の一部、54番の一部、55番、19番2地先の道路敷の一部、27番から34番1に至る地先の道路敷の一部 |

兵庫県告示第1020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3. 4. 221号本町緑が丘線ほか1路線

2 都市計画を変更する土地の区域

三木市宿原字宮ノ下、字三昧ノ下、字新田山、字奥谷及び字寺之前並びに志染町吉田字丸山並びに自由が丘本町2丁目並びに自由が丘本町3丁目並びに末広3丁目並びに鳥町字ユウベ

3 都市計画の案の縦覧期間

平成26年11月14日から同月28日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課



兵庫県告示第1021号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H26東播位置<br>0003号 | 26. 10. 30       | 加古郡播磨町古宮字平松213番の一部、214番の一部、216番・217番合併の一部、218番2の一部 | 6.00          | 53.03         |
| 第H26東播位置<br>0004号 | 26. 10. 30       | 加古郡播磨町古宮字平松218番2の一部、219番の一部                        | 6.00          | 56.96         |

公 告

入札公告

県政資料館リニューアル修繕に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年11月14日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

県政資料館リニューアル修繕

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年12月1日（月）から同月26日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県公館県政資料館（神戸市中央区下山手通4丁目4番1号）

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報課地域広報班 長嶺  
電話（078）362-3019（直通）

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成26年11月14日（金）から同月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成26年11月26日（水）午前11時 兵庫県庁2号館7階会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年11月25日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成26年11月20日（木）午後4時までに提出すること。  
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年12月1日（月）までであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
 要作成（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）の規定により省略する場合がある。）
- (8) 落札者の決定方法  
 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 夙川グリーンタウンビル

所在地 西宮市羽衣町7-30

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| 夙川グリーンタウン株式会社 | 西宮市羽衣町7番30-311号  | 谷口哲司   |
| 住友不動産株式会社     | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 | 仁島浩順   |
| 有限会社夙川理美容院    | 西宮市羽衣町7番30の107号  | 徳田雄一   |

外36者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|               |                  |      |
|---------------|------------------|------|
| 夙川グリーンタウン株式会社 | 西宮市羽衣町7番30—311号  | 高橋徳衛 |
| 住友不動産株式会社     | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 | 高島準司 |
| 株式会社ダック       | 西宮市羽衣町7番30—305号  | 両角龍一 |

## イ 変更後

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| 夙川グリーンタウン株式会社 | 西宮市羽衣町7番30—311号  | 谷口哲司   |
| 住友不動産株式会社     | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 | 仁島浩順   |
| 有限会社夙川理美容院    | 西宮市羽衣町7番30の107号  | 徳田雄一   |

外36者

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

午前9時から午後11時まで

## イ 変更後

午前7時から午後11時まで

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで

## イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年1月31日ほか

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年9月10日

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年9月10日

## 5 届出年月日

平成26年9月9日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成26年11月14日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成27年3月16日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 塚口さんさんタウン
所在地 尼崎市南塚口町二丁目860番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
尼崎都市開発株式会社	尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号	池 永 英 次
株式会社かけはし国際教育	伊丹市西台二丁目1番10号	高見沢 龍 二
株式会社カンソー	大阪市西成区梅南一丁目7番31号	石 田 秀 和

外54者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
尼崎都市開発株式会社	尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号	三 國 浩
有限会社福住	伊丹市梅ノ木二丁目3番35号	細 見 澄 男
株式会社レマン地所	大阪市西成区花園南一丁目3番22号	砂 本 貞 夫

外45者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
尼崎都市開発株式会社	尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号	池 永 英 次
株式会社かけはし国際教育	伊丹市西台二丁目1番10号	高見沢 龍 二
株式会社カンソー	大阪市西成区梅南一丁目7番31号	石 田 秀 和

外54者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4—1—1	高 木 邦 夫
有限会社赤壁薬局	尼崎市南塚口町2—1—3—104	滝 野 勇
株式会社マスマ	尼崎市神田中通5—193—1	池 田 昭 正

外77者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4—1—1	村 井 正 平
株式会社マツヤデンキ	大阪市大正区泉尾3丁目11番14号	瀧 川 一 隆
ツーハンズ株式会社	名古屋市南区砂口町119	松 本 幸 紀

外55者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー 外79者	午前9時	翌午前0時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー 外56者	午前7時	翌午前0時
株式会社ファミリーマート	24時間	

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場①	午前8時30分から翌午前0時30分まで

イ 変更後

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場①	午前6時30分から翌午前0時30分まで
駐車場②	午後11時から翌午前7時まで

(5) 駐車場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口1箇所

イ 変更後

出入口2箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年9月30日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年11月1日ほか

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年11月1日ほか

(5) 駐車場の位置

平成26年11月1日

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成26年11月1日

5 届出年月日

平成26年9月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年11月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年3月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月14日



同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認 定 番 号	認定年月日 (平成年月日)	一団地の区域
第H26淡路団連 0001号	26.10.29	淡路市夢舞台1番37、1番39の各一部



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町正條字井垂1049番、1051番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町神戸北山155番地23
ヤタキホーム 矢 瀧 敬 三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年7月23日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-13号（26たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成26年4月27日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成26年11月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 1 選挙の種類 平成26年4月27日執行 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,699,000円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上 山 隆 弘	所属党派	自由民主党	期間 平成26年3月28日から 4月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	上 山 静 江				

収 入

主たる寄附
(氏名団体名)

(職業)

120,000円
(寄附額)

支 出

人 件 費
家 屋 費

390,000円
370,000円

保 崎 ち か 無職	40,000円	選挙事務所費	320,000円
田 中 順 子 無職	40,000円	集会会場費	50,000円
藤 井 隆 子 無職	40,000円	通 信 費	0円
その他の寄附	0円	交 通 費	16,446円
その他の収入	3,000,000円	印 刷 費	480,000円
今 回 計	3,120,000円	広 告 費	788,040円
総 計	3,120,000円	文 具 費	105,480円
		食 糧 費	109,376円
		休 泊 費	0円
		雑 費	3,636円
		今 回 計	2,262,978円
		総 計	2,262,978円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	480,000円
	計	480,000円

報告書受理年月日	平成 26 年 5 月 8 日 第 1 回 報 告 分
----------	-----------------------------



候補者氏名	上 山 隆 弘	所属党派	自由民主党	期間 平成26年5月26日から 5月30日まで 第2回分
出納責任者氏名	上 山 静 江			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人 件 費	0円
その他の寄附	0円	家 屋 費	1,800円
その他の収入	19,101円	選挙事務所費	1,800円
今 回 計	19,101円	集会会場費	0円
前 回 計	3,120,000円	通 信 費	4,010円
総 計	3,139,101円	交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円
		食 糧 費	0円
		休 泊 費	0円
		雑 費	13,291円
		今 回 計	19,101円
		前 回 計	2,262,978円
		総 計	2,282,079円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 26 年 6 月 3 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------



候補者氏名	白石純子	所属党派	無 所 属	期間	平成26年4月11日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	白石洋介					

収 入			支 出		
主たる寄附	980,000円	(寄附額)	人 件 費		183,000円
(氏名団体名)	(職業)		家 屋 費		187,681円
民主党兵庫県総支部連合会		650,000円	選挙事務所費		187,681円
武部健也 会社経営		30,000円	集合会場費		0円
白石純子後援会		300,000円	通 信 費		3,240円
その他の寄附		0円	交 通 費		100,749円
その他の収入		0円	印 刷 費		1,040,360円
今 回 計		980,000円	広 告 費		305,640円
総 計		980,000円	文 具 費		16,684円
			食 糧 費		93,748円
			休 泊 費		0円
			雑 費		24,155円
			今 回 計		1,955,257円
			総 計		1,955,257円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	990,360円
	計	990,360円

報告書受理年月日	平成 26 年 5 月 9 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------



候補者氏名	白石純子	所属党派	無 所 属	期間	平成26年5月11日から 5月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	白石洋介					

収 入			支 出		
主たる寄附	0円		人 件 費		0円
その他の寄附	0円		家 屋 費		34,754円
その他の収入	133,251円		選挙事務所費		34,754円
今 回 計	133,251円		集合会場費		0円
前 回 計	980,000円		通 信 費		14,564円
総 計	1,113,251円		交 通 費		98,820円
			印 刷 費		0円
			広 告 費		0円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円

休 泊 費	0円
雑 費	216円
今 回 計	148,354円
前 回 計	1,955,257円
総 計	2,103,611円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 26 年 5 月 27 日 第 2 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	松 井 重 樹	所属党派	無 所 属	期間 平成26年4月1日から 5月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	溝 口 要			

収 入			支 出	
主たる寄附		270,000円	人 件 費	405,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	164,400円
東 義 人	無職	30,000円	選挙事務所費	164,400円
後 田 和 之	無職	60,000円	集会会場費	0円
新 谷 邦 子	無職	80,000円	通 信 費	0円
出 田 順 子	無職	90,000円	交 通 費	0円
河 田 美智子	無職	10,000円	印 刷 費	907,200円
その他の寄附		0円	広 告 費	0円
その他の収入		800,000円	文 具 費	6,543円
今 回 計		1,070,000円	食 糧 費	53,942円
総 計		1,070,000円	休 泊 費	96,000円
			雑 費	10,000円
			今 回 計	1,643,085円
			総 計	1,643,085円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	907,200円
	計	907,200円

報告書受理年月日	平成 26 年 5 月 12 日 第 1 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	松 井 重 樹	所属党派	無 所 属	期間 平成26年6月1日から 8月11日まで 第2回分
出納責任者氏名	溝 口 要			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人 件 費	0円
その他の寄附	0円	家 屋 費	129,600円
その他の収入	150,173円	選挙事務所費	129,600円
今回計	150,173円	集会会場費	0円
前回計	1,070,000円	通 信 費	14,973円
総 計	1,220,173円	交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円
		食 糧 費	0円
		休 泊 費	0円
		雑 費	5,600円
		今回計	150,173円
		前回計	1,643,085円
		総 計	1,793,258円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 26 年 8 月 13 日 第 2 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	山 口 晋 平	所属党派	無 所 属	期間 平成26年4月10日から 5月10日まで 第1回分
出納責任者氏名	前 田 紀 佳			

収 入			支 出	
主たる寄附		3,300,000円	人 件 費	530,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	152,000円
山口晋平後援会		3,000,000円	選挙事務所費	147,000円
常 城 真 弓	無職	40,000円	集会会場費	5,000円
位 飼 直 子	無職	20,000円	通 信 費	0円
馬 場 伸 子	無職	20,000円	交 通 費	4,909円
戸 井 し ず こ	無職	20,000円	印 刷 費	563,440円
馬 場 登 美 子	無職	20,000円	広 告 費	686,880円
三 木 満 子	無職	20,000円	文 具 費	4,398円
森 晃 一	無職	30,000円	食 糧 費	63,423円
前 田 政 春	無職	30,000円	休 泊 費	0円
岡 本 正 信	施設役員	100,000円	雑 費	43,055円
その他の寄附		0円	今回計	2,048,105円
その他の収入		0円	総 計	2,048,105円
今回計		3,300,000円		
総 計		3,300,000円		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	301,000円
	計	301,000円

報告書受理年月日	平成 26 年 5 月 12 日 第 1 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	山 口 晋 平	所属党派	無 所 属	期間 平成26年5月28日から 6月2日まで 第2回分
出納責任者氏名	前 田 紀 佳			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人 件 費	0円
その他の寄附	0円	家 屋 費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今 回 計	0円	集 合 会 場 費	0円
前 回 計	3,300,000円	通 信 費	114,132円
総 計	3,300,000円	交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円
		食 糧 費	0円
		休 泊 費	0円
		雑 費	0円
		今 回 計	114,132円
		前 回 計	2,048,105円
		総 計	2,162,237円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 26 年 6 月 4 日 第 2 回 報 告 分
----------	-----------------------------



候補者氏名	山 口 晋 平	所属党派	無 所 属	期間 平成26年6月28日から 6月28日まで 第3回分
出納責任者氏名	前 田 紀 佳			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人 件 費	0円
その他の寄附	0円	家 屋 費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円

今回計	0円	集会会場費	0円
前回計	3,300,000円	通信費	41,931円
総計	3,300,000円	交通費	0円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	0円
		今回計	41,931円
		前回計	2,162,237円
		総計	2,204,168円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 26 年 7 月 4 日 第 3 回 報 告 分
----------	-----------------------------

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第368号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年11月14日

兵庫県公安委員会
委員長 塚本哲夫

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成27年 2 月 14 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
50人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成26年11月25日（火）から平成27年1月30日（金）までの間（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

- ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(ウ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(エ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

16,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341-7441 内線3046